

感推第333号
令和6年8月1日

一般社団法人岐阜県医師会長 }
一般社団法人岐阜県病院協会 } 様
一般社団法人岐阜県薬剤師会長 }

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う請求事務の
取扱いについて

平素より、岐阜県の感染症対策に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症にかかる治療薬及び入院医療費の公費支援の特例措置については、令和6年3月末で終了し、4月から通常の対応に移行したところです。

公費支援の請求事務については、保険請求（レセプト請求）の枠組みを用いて行ってきたところですが、この特例措置の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「交付金」という。）が令和6年度末で終了となるため、令和6年3月18日付け感推第1031号にて、レセプト請求は審査支払機関に令和7年3月10日までに提出するよう貴会会員への周知を依頼したところです。

その後、令和6年5月24日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から公益社団法人日本医師会宛での別添事務連絡において、現時点で必要な請求事務が終了していない場合は、**請求事務を速やかに（遅くとも令和6年9月請求分の時期までに確実に）行う**よう求める通知が発出されています。

つきましては、当県においても別添事務連絡と同様の取り扱いとしたいので、遅くとも審査支払機関に令和6年9月請求分の時期までに請求事務を行っていただきますよう、改めて貴会会員に周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

交付金の対象となる公費負担者番号

- ・28210805（新型コロナに係る治療薬）
- ・28210706（新型コロナに係る入院医療費）
- ・28210607（新型コロナに係る自宅療養者等の医療費）
- ・28211001（新型コロナ（5類前）に係る入院医療費（岐阜市保健所分））

岐阜県健康福祉部 感染症対策推進課 感染症対策第二係 係長：酢谷 担当：高見 TEL 058-272-1111（内線3353） E-mail c11237@pref.gifu.lg.jp

令和6年5月24日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて

平素より、感染症対策等に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。
す。

新型コロナウイルス感染症の治療薬及び入院医療費については、令和6年3月14日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う請求事務の取扱いについて」により、特例措置の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が令和5年度限りであるため、公費支援の請求事務を所定の時期に確実に行っていただくよう、周知のお願いをさせていただいたところ です。

今般、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の予算上の対応を各都道府県において実施しました。つきましては、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、速やかに（遅くとも令和6年9月請求分の時期までに確実に）請求事務を行っていただきますよう、改めて周知方お願い致します。